

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成27年10月21日、午後10時、君津市北子安5丁目12番57地先、市道で発生した車両損傷事故。 相手方所有の小型乗用車が、走行中、舗装路面がはがれてできたくぼみに車輪を落とし、タイヤを破損したもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害31,620円のうち、15,810円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成27年11月16日

平成27年11月30日提出

君津市長 鈴木洋邦